

第5回 昭和村農号委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月23日(水) 午後1時25分

2. 開催場所 昭和村役場 議場

3. 農業委員出席数 9名

会長 11番 菅家 勝

委員 1番 工 信幸 2番 栗城 義徳 3番 本名 智 6番 佐々木 元夫
7番 五十嵐 吉彦 8番 栗城 金一 9番 渡部 一孝 10番 酒井 晶雄

4. 農業委員欠席数 2名

4番 本名 亀雄 5番 渡邊 正志

5. 農地利用最適化推進委員出席数 0名

6. 農地利用最適化推進委員欠席数 2名

推進委員 本名 敬 推進委員 長谷川 洋

7. 議事日程

第1 会務報告

第2 議事録署名人 6番 佐々木 元夫 7番 五十嵐 吉彦

第3 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (小野川)

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (小野川)

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (大芦)

議案第15号 現況確認証明申請について (大芦)

第4 協議事項

(1) 「意見の提出」に向けた令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

(2) 次回定例総会予定日

(3) その他

8. 農業委員会事務局

事務局長 東原 健二 主事 本名 歩

9. 会議の概要

(午後1時30分 開会)

議長 只今から第5回昭和村農業委員会定例総会を開催します。

(会長挨拶)

議長 本日の農業委員欠席者は4番本名亀雄委員5番渡邊正志委員2名、推進委員は本名敬委員、長谷川 洋委員の2名が欠席しております。

議長 それでは、会務報告について事務局より報告願います。

事務局 (会務報告の朗読及び説明)

議長 只今の会務報告について何かご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問等ございませんでしたので、会務報告を終了します。

議長 次に議事録署名人の指定ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、6番佐々木元夫委員、7番五十嵐吉彦委員を指名します。

議長 次に議事に入ります。

議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請について（小野川）を議題に供します。

事務局より説明を求めます。

事務局 議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

(申請内容を説明)

(周辺農地の位置関係及び耕作状況を説明)

(現地確認時の農地状況を説明)

以上で議案第12号の説明を終了します。

議長 事務局の説明が終了いたしました。この申請について現地確認した委員が本日欠席となっておりますが事務局にて担当委員から意見を聴取しておりますでしょうか。

事務局 担当地区の5番渡邊正志委員より、託預かっております。
該当農地に隣接する農地において、その農地の所有者の代わりに譲受者が自己保全管理している農地があるため、今後農地を維持していくに妥当であると意見されております。

議長 ご質問等ござりますか。

(特に意見無し)

議長 なければ採決にうつります。
議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請について承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので議案第12号は承認と認めます。

議長 続いて議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請について(小野川)を議題に供します。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
(申請内容を説明) 申請内容の面積について修正の旨説明あり
(周辺農地の位置関係及び耕作状況を説明)
(現地確認時の農地状況を説明)
(農地所有権移転の申出となつたいきさつについて説明)
8番渡邊正志委員が欠席しているため託を預かっております。
譲渡人は現在村外におり、所有する農地について場所等を把握していない状況であり、後々譲渡人の親族等へ相続されていても場所が不明で何も耕作できない状況になるならば、譲受者の職業は農業ではないにせよ現在村に在住する若い住民であるため、村の総合的な判断としては今後農地を維持していくにあたり、所有権移転は妥当ではないかと意見されております。
以上で議案第13号の説明を終了します。

議長 事務局の説明が終了いたしました。
質疑応答へ移ります。
ご質問等ございますか。

3番委 謙渡人が所有する土地のうち、荒廃していない農地と宅地も家も所有権移転するということでおよろしいでしょうか。

事務局 その通りでございます。

3番委 そばを作付け予定とあるが。

事務局 小野川生産組合が蕎麦を耕作しており、謙受人は組合に加入して耕作することを検討しています。また、小野川地区で実施した草刈り作業にも参加しており、耕作の意欲はあるようにうかがえます。

議長 他にご質問等ございますか。

8番委 小野川集落の地元民の反応はいかがだったのか。
耕作放棄地の懸念がされる心配をされてはいなかつたでしょうか。

事務局 現地確認の際にも近隣住民へ伺っており、移住して農地を所有することについては歓迎されており、若い方が移住することに喜ばれていました。

議長 他にご質問ございますか。なければ採決にうつります。
議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請について承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手ですので議案第13号は承認と認めます。

議長 次の議案へ移ります。
議案第14号農地法第3条第1項の規定による許可申請について（大芦）を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
(申請内容を説明) 申請内容の面積について修正の旨説明あり

(周辺農地の位置関係及び耕作状況を説明)
(現地確認時の農地状況を説明)

以上で議案第14号の説明を終了します。

議長 事務局の説明が終了いたしました。この申請について現地確認された7番委員の説明を求ます。

7番委 事務局が説明した通りでございます。
譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲受人は現在花卉栽培をされているため特段問題ないと思われます。

議長 7番委員の説明が終了いたしました。ご質問等ございますか。
なければ採決にうつります。
議案第14号地法第3条第1項の規定による許可申請について承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので議案第14号は承認と認めます。

議長 次の議案に移ります。
議案第15号現況確認証明申請について（大芦）を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号現況確認証明申請について説明いたします。
(申請内容を説明)
(周辺農地の位置関係及び耕作状況を説明)
(現地確認時の農地状況を説明)
(現況確認証明確認書の説明)

以上で議案第15号の説明を終了します。

議長 事務局の説明が終了いたしました。この申請について現地確認された7番委員の説明を求ます。

7番委 特段ございません。現地の状況は資料や事務局の説明のとおりです。

議長 7番委員の説明が終わりました。

質疑応答へ移ります。ご質問等ござりますか。
議長 なければ採決にうつります。
議案第15号現況確認証明申請について承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので議案第15号は承認と認めます。

議長 以上で議案はすべて終了いたしました。
続いて次第の6番協議次項にうつります。
協議事項（1）「意見の提出」に向けた令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について事務局より説明を求めます。

事務局 協議事項（1）「意見の提出」に向けた令和4年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について説明いたします。
(概要について説明)
(検討事項の説明)
以上で協議事項（1）の説明を終了します。

議長 事務局の説明が終了いたしました。
質疑応答へ移ります。ご質問等ござりますか。

事務局 村長・議会へ挙げたご意見に追加で意見提出することでもよろしいでしょうか。

7番委 再生困難農地の活用に向けた話し合い運動についても内容を加えてはいかがでしょうか。

事務局 意見の内容に加えて提出いたします。

議長 他にご質問ございませんでしょうか。
なければ協議事項（1）を終了いたします。

議長 続いて協議事項（2）次回定例総会について事務局案ございますか。

事務局 令和3年7月21日水曜日午後1時30分でいかがでしょうか。

議長 事務局案でいかがでしょうか。

(全員異議なし)

議長 異議なしと認め、次回定例総会は令和3年7月21日水曜日午後1時30分といたします。

議長 続いて協議事項（3）その他ですが、何かございますか。

(特になし)

議長 続いて次第8その他ございますか。

事務局 (特になし)

議長 なければ、以上で閉会いたします。

上記の会議内容及び経過を記載し、相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和3年6月28日

議長 菅家勝

署名人 佐々木元夫

署名人 五十嵐吉彦